

静 情 審 第 3 6 号
平成23年2月21日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会長 興津 哲雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成22年7月20日付け職人第86号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

職員の懲戒処分に係る公文書の部分開示決定に対する異議申立て（諮問第169号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事の決定は妥当である。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成 22 年 4 月 19 日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成 12 年静岡県条例第 58 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「2005 年 4 月 1 日以降の懲戒処分に関する資料の全て」の開示を請求し、同日、実施機関は、当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求書に対応する公文書として、「平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 6 日までの懲戒処分（平成 21 年 5 月 27 日停職 3 箇月、平成 21 年 6 月 18 日戒告、平成 21 年 6 月 23 日免職、平成 21 年 9 月 8 日戒告、平成 22 年 1 月 28 日減給 1 箇月、平成 22 年 3 月 5 日減給 1 箇月）に係る以下の文書。1 職員の処分について（伺い）、2 聴取記録等の参考文書」を特定し、平成 22 年 5 月 6 日、当該公文書の一部について、条例第 7 条第 2 号（個人情報）及び第 6 号（事務又は事業に関する情報）に該当するとの理由で非開示とする、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (3) 平成 22 年 7 月 5 日、異議申立人は、本件処分の一部を不服として、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同日、実施機関は、これを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の一部を取り消し、上記 2 (2) の公文書のうち、平成 21 年 9 月 8 日付けの懲戒処分及び服務監督上の処分（以下「本件懲戒処分等」という。）に係る「職員の処分について（伺い）」及び「聴取記録等の参考文書」（以下「本件公文書」という。）について、実施機関が非開示とした部分の開示を求めるというものである。異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 懲戒処分等対象者の氏名、職、職員番号等

本件懲戒処分等は、職務の遂行に関して下された処分であり、条例第 7 条第 2 号ただし書ウで規定する公務員等の職務の遂行に係る情報に該当することから、懲戒処分等対象者の氏名、職等は全て開示すべきである。

静岡県の職員の氏名及び役職は、県が年に一度発行している県職員録で公開されている。また県職員録は、県立図書館などで閲覧に供されていることから、氏名及び役職は誰でも簡単に確認できるものである。

実施機関は「特定の個人が識別される等、当該個人の権利利益を害するおそれがある」と述べているが、県職員の氏名及び役職は公共性が非常に高いものであり、公開を前提にしているから、安易に個人情報等を理由に非開示にしてはならない。

(2) 聴取記録の聴取内容及び反省文の内容

条例は、その目的を「実施機関の保有する情報の公開に関して必要な事項を定め、もって実施機関の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにし、県政の公正な執行と県民の信頼の確保を図り、県民参加による開かれた県政を一層推進することを目的とする」（第1条）と掲げている。

県職員が職務で犯した不正を、県がどのように正したのか、その調査過程を全て非公開とする姿勢は、条例の目的に全く反する行為である。

実施機関は「今後の同種の調査の際に、正確な情報が得られなくなり、人事管理及び監察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と述べているが、条例第7条第6号で規定する調査とは、警察や検察、国税などに類する捜査方法に高度の秘匿性が認められる場合にのみ適用されるべきである。今回の場合は、公務員の仕事を内容を確認するというレベルの調査であり、公開しても支障を及ぼす事例には該当せず、公開が当然であると考えられる。

また、聴取記録の聴取内容等を全て非開示としたことは、条例第8条（部分開示）の精神を著しく無視した判断である。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が本件処分及び意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 「「懲戒処分対象者の氏名、職、職員番号、学歴、勤務年数、給料、写真台帳等」及び「服務監督上の処分対象者の氏名、職、職員番号、年齢、異動先の所属、写真台帳等」」（以下「処分対象者の氏名等」という。）の情報

処分対象者の氏名等の情報を開示することにより、特定の個人が識別されるなど当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号本文に該当する。

県では懲戒処分を行った際は原則公表としているが、公表基準を作成しており、職員がどんな人物であるかに関する公表の内容は、職員の所属（部局及び本庁・出先の別）、職位、年齢に限られている。なお、懲戒処分に至らない服務監督上の処分（訓告、嚴重注意等）については、原則として公表していない。

異議申立人が主張するように、処分の原因となった行為自体は、職務の遂行に関するものであるが、職務の遂行と、その行為に関して懲戒処分や服務監督上の処分を受けたこととは情報の性質の点で異質のものである。そして、職員が受けた処分に関する内容は、職員の分任された職務の遂行に係る情報そのものとは言えない個人に関する情報に属するものであるから、そこでの個人情報は非開示にすべきと考える。また、

このような情報を開示すれば、懲戒処分や服務監督上の処分を受けたこと以上に職員が非難を受ける可能性があるなど、当該個人の権利利益を害するおそれがある。

なお、異議申立人は、県職員録を例に開示すべきと主張するが、県職員録には、現在公務員として働いている職員の役職や氏名が掲載されているのであって、職員の自宅の住所や電話番号はもちろん、懲戒処分等を受けたかどうかなどの個人情報は一切掲載されていない。

したがって、処分対象者の氏名等の情報は、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないから、非開示とすべきである。

(2) 聴取記録の聴取内容

懲戒処分等に係る事情聴取は、事件解決に当たり正確な事実確認を行うため、関係者に直接状況を聴取する重要な機会であるとともに、職員の間与の度合い等を勘案し適切に処分すること等を目的に行うものである。

そして、聴取記録の聴取内容を開示することになれば、今後同種の事件が発生した場合に、被聴取者が質問項目を事前に知ることが可能となり、それによって、自己に都合の悪い回答を避けようとする余地が生じ、正直に事実関係を話さなくなる可能性や、被聴取者が自己の回答に関して将来にわたって開示される場合があると推測し、自己に都合の悪い事実関係を黙秘する可能性が生じるほか、一般に具体的な回答を控えようとする萎縮効果が働く可能性が生じることから、今後同種の調査の際に正確な情報が得られなくなり、実施機関が行う人事管理及び監察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

なお、聴取に当たって、質問及び回答が公開される可能性があることは一切被聴取者に話しておらず、内容について非公開であることを前提として聴取を行っている。

また、異議申立人は、条例第7条第6号は「警察や検察、国税などに類する捜査方法に高度の秘匿性が認められる場合にのみ適用されるべき」であると主張するが、刑事関係の情報については、特に同条第4号で別に非開示性が定められており、同条第6号が広く実施機関の行う事務又は事業に関する情報を対象とし得ることは明らかである。

したがって、聴取記録の聴取内容は、同条第6号に該当する。

加えて、聴取内容を開示することにより、特定の個人が識別されるから、同条第2号本文に該当する。なお、被聴取者が県職員の場合であっても事情聴取を受けたこと及び供述した内容は、当該職員の職務の遂行に係る情報ではないことなどから同号ただし書のいずれにも該当しない。

(3) 反省文の内容

反省文の内容は、個人の人格と密接に関係する情報であり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるから、条例第7条第2号本文に該当する。また、

反省文の内容は、同号ただし書のいずれにも該当しない。

さらに、反省文の内容を開示した場合、今後処分対象者が自己に都合の悪い内容や具体的な内容を反省文に記述しなくなり、それによって、実施機関が行う事実認定において正確な情報が得られなくなり、ひいては処分の妥当性の根拠を欠くこととなり、実施機関が行う人事管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、反省文の内容は、同条第6号に該当する。

5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件公文書の内容等について

本件公文書は、県財務事務所において不適切な会計処理を行った職員及び当該職員を管理監督する職にあった職員に対し、平成21年9月8日付けで実施機関が行った地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく懲戒処分（戒告）や、服務監督上の処分（文書嚴重注意及び文書嚴重注意相当）に係る起案文書、聴取記録、反省文等の文書である。

(2) 懲戒処分等の公表基準について

実施機関では、「懲戒処分等の公表基準」（平成16年2月20日付け総務部長通知。以下「本件公表基準」という。）を定めており、職員の非違行為等に対して懲戒処分等を行った場合には、その再発防止を図るとともに人事管理の透明性を高め、県民に対する説明責任を果たす観点から、原則として懲戒処分等の内容を公表することとしている。

本件公表基準によれば、公表の対象とする処分は、地方公務員法に基づく懲戒処分（免職、停職、減給及び戒告）であり、その公表の内容は、①処分日、②処分内容、③処分の事由、④被処分者の所属（部局名及び本庁・出先の別）・職位・年齢とした上で、その例外として「刑事事件等で既に氏名等が報道機関等で公表されている場合には氏名等を含めて公表する」とし、他方、服務監督上の処分については、「職務に関する非違行為で刑事事件となっている場合等、社会的影響が大きいと判断される事案について、管理監督者に対して服務監督上の処分を行った場合は、その内容を公表する」としている。

(3) 本件懲戒処分等に係る情報の公表状況について

実施機関は、本件懲戒処分等について、平成21年9月8日付け記者提供資料「沼津財務事務所の不適切な会計処理（事務処理の遅延）」を公表し、現在も当該資料が県ホームページで公表されている。そして、当該ホームページで公表されている内容は、①不適切な会計処理の内容、②改善指導内容、③懲戒処分の情報であり、そのうち懲戒処分については、①処分日、②処分内容、③所属、④職位、⑤年齢、⑥処分手

由が掲載され、他方、服務監督上の処分については、その処分内容が掲載されている。

(4) 非開示情報該当性及び部分開示の可否について

実施機関は、本件公文書の非開示情報が条例第7条第2号及び第6号で規定する非開示情報に該当すると主張し、また、聴取記録の聴取内容及び反省文の内容の情報については部分開示をしていないので、以下それらの点について検討する。

ア 条例の規定等について

(ア) 条例第7条第2号（個人情報）について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（中略）で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とした上で、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る情報を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が警察職員（中略）である場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。」のいずれかに該当する情報は開示しなければならない旨規定している。

なお、同号ただし書ウで規定する公務員等の「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等がその担当する職務を遂行する場合におけるその情報をいうものであり、公務員等の住所、電話番号、学歴、家族状況、健康状態等明らかに当該公務員等個人に関する情報や勤務態度、勤務成績、処分歴等職務に関する情報ではあるが職員の身分取扱いに係る情報は、公務員等の職務の遂行に係る情報には当たらないと解される。

(イ) 条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）について

条例第7条第6号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報とした上で、「次に掲げるおそれ」として「ア 監査、検査、取締り、徴税又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」、「イ 契約、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、県（中略）の財産上の利

益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」、「ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」、「エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」及び「オ 県（中略）に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」を規定している。

なお、同号アからオまでは、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、その事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものであるが、公にすることによる支障はこれらに限定されるものではなく、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの要件に該当する場合は非開示とされると解される。

また、同号の「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれ、他方、同号の「支障を及ぼすおそれ」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されると解される。

(ウ) 条例第8条（部分開示）について

条例第8条第1項は、「実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」とした上で、「当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と規定している。

イ 非開示情報該当性の有無及び部分開示の可否

(ア) 処分対象者の氏名等の情報

実施機関は、処分対象者の氏名等の情報が条例第7条第2号で規定する非開示情報に該当する旨主張しているので、以下検討する。

a 条例第7条第2号該当性について

(a) 第2号本文該当性の有無

まず、処分対象者の氏名等の情報が、条例第7条第2号本文に該当するか否か検討する。

処分対象者の氏名等の情報は、氏名、職、職員番号、学歴、給料、写真台帳等の情報であるところ、氏名や顔写真等は特定の個人が識別される可能性があると言えらるとともに、処分対象者の氏名等の情報は懲戒処分及び服務監督上の処分に係る起案文書や聴取記録等に記載されたものであるこ

などを考慮すれば、当該情報は通常他者には知られたくない個人の機微に関する情報であると認められる。

したがって、処分対象者の氏名等の情報は、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、条例第7条第2号本文に該当する。

(b) 第2号ただし書該当性の有無

次に、処分対象者の氏名等の情報が、条例第7条第2号ただし書に該当するか否か検討する。

異議申立人は、県職員の氏名等の情報が掲載された県職員録が公表されていることを理由に、処分対象者の氏名等の情報を開示すべきであると主張するので、当該情報が同号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するか否か検討する。

確かに、県職員録には県職員の役職及び氏名が掲載され、図書館等において、そのまま一般の閲覧に供されていると認められる。しかし、当該職員録には、特定の職員が懲戒処分や服務監督上の処分を受けたか否か等に関する情報は掲載されていないと認められる。また、処分対象者の氏名等の情報は、本件公表基準で公表するとされている情報には当たらず、実際、県ホームページ等でも公表されていない。さらには、処分対象者の氏名等の情報が既に報道機関等で公表されている事実も認められない。

加えて、地方公務員法、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和28年静岡県条例第34号）などの法令等に処分対象者の氏名等の情報を公にする規定は見当たらない。したがって、処分対象者の氏名等の情報は、同条第2号ただし書アに該当しない。

次に、異議申立人は、処分対象者の氏名等の情報について、本件懲戒処分等は職務の遂行に関して下された処分であるから、当該情報は公務員等の職務の遂行に係る情報に該当し開示すべきであると主張するので、当該情報が同号ただし書ウの公務員等の職務の遂行に係る情報に該当するか否か検討する。

同号ただし書ウの公務員等の職務の遂行に係る情報とは、公務員等がその担当する職務を遂行する場合におけるその情報をいい、職員の身分取扱いに係る情報は、公務員等の職務の遂行に係る情報には当たらないと解されるところ、処分対象者の氏名等の情報は、職員の懲戒処分及び服務監督上の処分に係る起案文書や聴取記録等に記載されたものであるから、当該

情報は、職員の身分取扱いに係る情報であると認められる。また、職員が懲戒処分や服務監督上の処分を受けることは、当該職員に分任された職務の遂行そのものの情報とは認められない。

したがって、処分対象者の氏名等の情報は、公務員等の職務の遂行に係る情報とは言えず、同号ただし書ウに該当しない。

加えて、処分対象者の氏名等の情報は、人の生命、健康等を保護するため、公にすることが必要な情報であるとの事情は認められず、同号ただし書イにも該当しない。

したがって、処分対象者の氏名等の情報は、同条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないから、非開示とすべきである。

(イ) 聴取記録の聴取内容の情報

実施機関は、聴取記録の聴取内容の情報が条例第7条第2号及び第6号で規定する非開示情報に該当する旨主張しているが、まず当該情報の第6号該当性について検討する。

a 条例第7条第6号該当性について

(a) 第6号柱書き前段の「事務又は事業に関する情報」該当性の有無

異議申立人は、実施機関が条例第7条第6号を適用して聴取記録の聴取内容の情報を非開示としたことについて、「第6号で規定する調査とは、警察や検察、国税などに類する捜査方法に高度の秘匿性が認められる場合にのみ適用されるべきである」と主張するので、まず実施機関が行う職員の処分に係る事情聴取事務（以下「本件事情聴取事務」という。）が同号柱書き前段で規定する「事務又は事業に関する情報」（以下「事務等情報」という。）に該当するか否か検討する。

異議申立人の主張するような捜査方法に高度の秘匿性が認められる事務又は事業については、条例第7条第4号に定めるものであり、他方、同条第6号柱書き前段で規定する事務等情報とは、それらにとどまらず、実施機関の行う事務又は事業に関する情報を対象としていると解されるところ、本件事情聴取事務は、実施機関が処分対象者や関係者から直接、事情を聴取することにより、処分対象事案の具体的な事実関係や処分対象者等の率直な心情等を把握し、それらを勘案した上で職員に対して公正な処分を行うために行われているものであると認められる。したがって、本件事情聴取事務は、実施機関の人事管理に係る事務の一環として行われているものであり、同号柱書き前段で規定する事務等情報に該当する。

- (b) 第6号柱書き後段の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」該当性の有無次に、本件事情聴取事務が条例第7条第6号柱書き後段の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものに該当するか否か検討する。

本件事情聴取事務は、法令等に基づくものではなく、被聴取者の任意の協力の下、非公開を前提に行われていると認められる。そして、被聴取者は、事情聴取の内容が公開されないという実施機関に対する信頼と安心の下に事情聴取に応じ、また、個別・具体的な質問に対して詳細かつ率直な回答をしていると認められる。そうすると、仮に条例に基づく開示請求により実施機関が聴取記録の聴取内容を開示することになれば、被聴取者の実施機関に対する信頼を損なうおそれが生じると言える。

また、聴取記録の聴取内容の情報は、主に実施機関の質問内容と被聴取者の回答内容が記載されたものであるところ、聴取記録のうち質問内容には、処分対象事案や被聴取者に関する聴取者の個別・具体的な質問の情報が記載され、他方、回答内容には、被聴取者が述べた処分対象事案に関する具体的な経緯、背景、心情などの情報がそのまま記載されていると認められる。

そして、このような聴取記録のうち質問内容を開示した場合、今後実施機関が職員の処分に係る事情聴取を行う際に、当該請求により開示された内容から、被聴取者が自己の事情聴取に係る質問内容を具体的に想定することが可能になるとともに、自己に有利な回答を事前に準備することや自己に不利となる質問に対する回答の回避を予定することも可能になることから、実施機関が処分対象事案に関して正確な事実関係や率直な心情等を把握することが困難になるおそれが生じると言える。

他方、聴取記録のうち回答内容を開示した場合、今後実施機関が職員の処分に係る事情聴取を行う際に、被聴取者が詳細な経緯や率直な心情を述べることをちゅうちょし、ひいては質問内容によっては黙秘し、又は回答自体を回避するおそれが生じると言える。そうすると、職員の処分等に係る事情聴取は、被聴取者の任意の協力の下に行われているものであるから、被聴取者が具体的な回答を避け、又は回避した場合、実施機関が処分対象事案に関して正確な事実関係や率直な心情等の把握を行うことが困難になり、ひいては実施機関が職員に対して正当な根拠に基づく公正な処分を行うことが困難になるおそれが生じると言える。

したがって、聴取記録の聴取内容の情報を公にすることにより、実施機関の人事管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが実質的に生じると認められることから、聴取記録の聴取内容の情報は、条例第7条第6号柱書き後段の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものに該当する。

したがって、聴取記録の聴取内容の情報は、同条第6号の非開示情報に該当する。

b 条例第8条の部分開示の可否

聴取記録の聴取内容の情報について、条例第8条による部分開示ができるか否か検討する。

聴取記録の聴取内容の情報は、実施機関が非公開を前提に行った職員の処分に係る事情聴取の質問内容及び回答内容に関する情報であるところ、それらのうち質問内容であれ回答内容であれ部分的にでも開示した場合、被聴取者の実施機関に対する信頼を損なうとともに、今後実施機関が職員の処分に係る事情聴取を行う際に、被聴取者から詳細な経緯や率直な心情等を聴取することが困難になり、ひいては実施機関が職員に対して公正な処分を行うことが困難になるおそれが生じると言える。

したがって、聴取記録の聴取内容の情報は、全体として、公にすることにより実施機関の人事管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、条例第7条第6号の非開示情報に該当するから、条例第8条の規定による部分開示はできない。

なお、実施機関は、聴取記録の聴取内容の情報について、条例第7条第2号にも該当すると主張するが、上記のとおり、当該情報が同条第6号に該当すると判断したことから、同条第2号該当性について判断するまでもなく非開示とすべきである。

(ウ) 反省文の内容の情報

実施機関は、反省文の内容の情報が条例第7条第2号及び第6号で規定する非開示情報に該当する旨主張しているが、まず当該情報の第6号該当性について検討する。

a 条例第7条第6号該当性について

(a) 第6号柱書き前段の事務等情報該当性の有無

まず職員の処分等に関して実施機関が処分対象者に反省文を記述させ、それを実施機関が取得する事務（以下「本件反省文取得事務」という。）が、条例第7条第6号柱書き前段で規定する事務等情報に該当するか否か検討する。

同号柱書き前段で規定する事務等情報とは、実施機関の行う事務や事業に

関する情報を対象にしていると解されるところ、本件反省文取得事務は、実施機関が処分対象者に内省を促すとともに、処分対象事案に関して詳細な事実関係や率直な心情等を把握した上で、職員に対して公正な処分を行うために行われているものであると認められる。したがって、本件反省文取得事務は、実施機関の人事管理に係る事務の一環として行われているものであり、同号柱書き前段で規定する事務等情報に該当する。

(b) 第6号柱書き後段の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」該当性の有無

次に、本件反省文取得事務が条例第7条第6号柱書き後段の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものに該当するか否か検討する。

当審査会において反省文の内容の情報を見分したところ、当該情報は、処分対象者が処分対象事案に関する事務処理の遅延等の状況、その原因や背景等について、率直な心情や内省を吐露しつつ記述した情報であると認められる。そして、このような反省文の内容の情報は、通常他者には知られたくない個人の機微に関する情報であるとともに、個人の人格と密接に係る情報であると認められることから、これを公にした場合、反省文を記述した処分対象者の権利利益を害するおそれにつながる側面があると言える。

また、本件反省文取得事務は、法令等に基づくものではなく、処分対象者の任意の協力の下、一般にその内容が公にされないことを前提に処分対象者が反省文を記述し、それを実施機関が取得していると認められる。そうすると、このような反省文の内容の情報を公にした場合、実施機関に対する処分対象者の信頼を損なうおそれが生じると言える。

加えて、反省文の内容の情報を公にした場合、今後処分対象者が反省文に詳細な経緯や率直な心情等を記述することをちゅうちょし、ひいては抽象的又は定型的な事柄しか記述しなくなるおそれが生じると言える。そうすると、実施機関が処分対象事案に関して詳細な事実関係や処分対象者の率直な心情等を把握することが困難になり、ひいては実施機関が処分対象者に対して、正当な根拠に基づく公正な処分を行うことが困難になるおそれも生じると言える。

したがって、反省文の内容の情報を公にすることにより、実施機関の人事管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが実質的に生じると認められることから、当該情報は条例第7条第6号柱書き後段の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものに該当する。

したがって、反省文の内容の情報は、同条第6号の非開示情報に該当する。

b 条例第8条の部分開示の可否

反省文の内容の情報について、条例第8条による部分開示ができるか否か検討する。

反省文の内容の情報は、処分対象者が公にされないことを前提に、処分対象事案に関して詳細な経緯や率直な心情等を記述したものであると認められるところ、当該情報を部分的にでも開示した場合、処分対象者の権利利益を害するおそれや実施機関に対する処分対象者の信頼を損なうおそれが生じ、さらには、今後処分対象者が反省文を記述する際に、具体的な経緯や率直な心情等を記述しなくなるおそれが生じると言える。そうすると、実施機関が処分対象事案に関して詳細な事実関係等を把握することが困難になり、ひいては実施機関が職員に対して公正な処分を行うことが困難になるおそれが生じると認められる。

したがって、反省文の内容の情報は、全体として、公にすることにより、実施機関の人事管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、条例第7条第6号の非開示情報に該当するから、条例第8条の規定による部分開示はできない。

なお、実施機関は、反省文の内容の情報について、条例第7条第2号にも該当すると主張するが、上記のとおり、当該情報が同条第6号に該当すると判断したことから、同条第2号該当性について判断するまでもなく非開示とすべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審 査 会
平成 22 年 7 月 21 日	諮問を受け付けた。	
平成 22 年 8 月 12 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 22 年 9 月 14 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 22 年 10 月 25 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 22 年 10 月 25 日	審議	第 237 回
平成 22 年 11 月 29 日	審議	第 238 回
平成 22 年 12 月 22 日	審議	第 239 回
平成 23 年 1 月 24 日	審議	第 240 回
平成 23 年 2 月 21 日	審議（答申）	第 241 回

審議をした静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
興 津 哲 雄	弁護士	第 237 回～第 241 回
鈴 木 紀 子	弁護士	第 237 回、第 240 回、 第 241 回
根 木 真 理 子	静岡大学教育学部 教授	第 237 回、第 238 回 第 240 回、第 241 回
望 月 律 子	静岡赤十字病院 副院長兼看護部長	第 237 回～第 241 回
森 俊 太	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第 237 回～第 241 回
山 本 雅 昭	静岡大学法科大学院 教授	第 238 回～第 241 回